

## 議案第 5 2 号

### 専決処分の承認を求める件

令和 2 年度中央市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

#### 提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 31 日

中央市長 田中久雄

令和 2 年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和 2 年度中央市一般会計補正予算（第 4 号）

### 理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

## 令和2年度中央市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度中央市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,877,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
18 繰 入 金			
		1 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,064,748	54,471	5,119,219
3,823,399	54,471	3,877,870
1,153,096	10,000	1,163,096
1,133,096	10,000	1,143,096
16,812,817	64,471	16,877,288

歳 出

款		項	
2 総務費			
	1	総務管理費	
	3	徴税費	
7 商工費			
	1	商工費	
10 教育費			
	2	小学校費	
	3	中学校費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,675,602	20,870	4,696,472
1,138,406	10,870	1,149,276
190,384	10,000	200,384
165,841	33,601	199,442
165,841	33,601	199,442
1,822,431	10,000	1,832,431
719,109	8,000	727,109
148,818	2,000	150,818
16,812,817	64,471	16,877,288